

の権限内において判断し得るものと、
こう考えております。

○三好始君 その外敵に対抗する意図が主たる目的になつてゐる部隊であるか、或いは本来の目的は国内治安の確保にあつて、外敵に対抗することは主たる目的になつておらないかというやうな認定の問題について政府の主張が事実を曲げてゐるのではなからうか、本来の意図は外敵に対抗することを目指してゐるのではなからうか、こゝういふやうな世論の動向が非常に強くて、その認定の問題で政府の主張との間に非常な食い違いがある、こゝういふ事態が若し起つて来れば、こゝういふ場合にはむしろ私は国論を統一すると申しますか、国民の意思に問うという意味で衆議院解散の必要が起つて来るやうな事態になりはしないだらうか、こゝういふ気持が起るのであります、政府の主張と世論の動向に食い違いがあつた場合にはどういふ措置が講ぜられますか。

○國務大臣(大橋武夫君) 政府の主張と世論が食い違ふといふことは、これは主観的な判断であらうと存じますので、或る法案が国会の審議を経て成立いたしました場合に、国民の間に個人的な見解として反対意見があるといふことは、これはいろいろの場合にあり得ることとございまして、その場合に国会がとつた行動が世論に適合するや、或いは世論に背馳するや、それはその後における総選挙等において事実上解決するといふ以外に別段特定の方法、手段といふものはないのじやないかと思ひます。

○三好始君 この問題で最後に一点はつきりしておきたいのでありますが、

外敵が侵入して来た場合に、政府が考へてゐる本来の目的としては国内治安を維持するために設けられた部隊であるけれども、一旦外敵が侵入して来た場合にはこれに對して武力を以て對抗するのはこれは當然なこととお考へになつてゐるものと考へて差支えありませんか。

○國務大臣(大橋武夫君) 警察予備隊は国内治安確保のために実力行使することゝすることが使命になつてゐるのでございまして、外敵の侵入の場合におきまして、その本来の使命の発動を要請するやうな事態があらはれたならば、その事態に對処いたしました行動するといふことは當然のことであると考へてゐる次第でございします。

○三好始君 昨日の質疑応答を通じて明らかになつたもう一つの問題がありますので、その問題に移りますが、政府は外敵侵入に際して国の総力を挙げて守るのは當然であるといふことをしるべき言明いたしております。これは論理的には當然に自衛戦争を肯定する考へたと私は思ふのでありますが、政府は自衛戦争でないといふ立場をとられております。その主張の根拠は、外敵と事実上交戦しても、駐留軍に協力するといふやうな形で、いわば主体的にはなくして、交戦することは日本みづからの戦争ではなくして、第九条第二項後段に禁止してあるところの、国の交戦権はこれを認めないといふ規定には抵触しないのだと、こゝういふ考へ方のように昨日承つたのであります、こゝういふふに了解してよろしうございしますか。

○國務大臣(大橋武夫君) その通りでございします。

○三好始君 主体的に戦争をなす能力がないために、集団安全保障機構に日本が参加する、そして交戦状態が発生した場合、集団安全保障機構参加国と協力して外敵を鎮圧する行動をとる、こゝういふ場合は憲法第九条第二項後段の禁止するところであるかどうか、この点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 憲法の第九条第二項後段と申しますといふと、これは「国の交戦権は、これを認めない」といふこの条項を指しておられるかと存するのでございしますが、交戦権を認めないといふのは、国際法上交戦者としての権利を認めないといふことであり、従つて交戦国たる国際法上の資格、特権をみづから要求し或いは主張するといふことは、こゝういふ意味でございまして、国内におきまして治安確保のために行動することを何ら制限した条項であるとは考へておられないわけではございします。

○三好始君 交戦権を主張しなければそれでいいのであつて、事実上の交戦をする、即ち国家機関としての警察予備隊なり或いは保安庁法案に規定されておる保安隊、警備隊などが事実上の交戦をするといふことは、交戦権を主張しなければそれで差支えないといふお考へでございしますか。

○國務大臣(大橋武夫君) 無論警察予備隊が軽装の武装をいたしておりまして、国内治安確保のためにその武器を行使するといふことはあり得る場合でございまして、これを行使いたしましたからといつて交戦権を主張したとか、或いは交戦者たる地位を持つたとか観念すべきものとは考へておりません。

○三好始君 そういふ場合に、事実上の交戦に伴つて起つて来る法律關係は、戦時国際法の適用は受けないといふことなんでしょうか。

○國務大臣(大橋武夫君) この場合におきましては、国内法によつて処理されるものであり、又不法なる侵略行為として相手方が侵入したとして参りました場合において、我がほうもいたしましては、国内治安確保という趣旨で行動した場合においても、相手国はこれをも一つの交戦状態と認めることはあり得るであらうし、その場合に、例へば相手国の軍隊に属するものを我がほうが逮捕をいたしたといふやうな場合にはおきましては、これに俘虜としての待遇を与えなければならぬといふことも十分に想像できるわけではございまして、国際法上、戦時国際公法の適用下に処理しなければならぬといふやうな事態も多少はあり得ることと考へます。

○三好始君 政府は外敵侵入に際して、日本のとるところの行動を国内治安維持のための警察行動だといふことにして合理化しようとしておられると、こゝうなつて参りますといふと、警察行動と軍事行動、警察と軍隊は本質的にどう違ふかといふ、こゝういふ問題に発展せざるを得ないのでありまして、保安庁法案に盛られておるところの保安隊、警備隊の本質的な性格の問題にも触れて参るわけでありまして、この点に關して警察と軍隊がどう違ふかといふ問題に關して一点お尋ねいたしたいと思ひます。私の考へ方では、軍隊は国際法秩序が破られることから起つて来る自国の地位の保護を

本来の目的として設けられるものであるのに対して、警察は国内法秩序維持の目的で設けられるものとして考へておるのでありますが、この点についての政府のお考へを先ず承つておきたいのです。

○國務大臣(大橋武夫君) 非常に抽象的な表現であります、併し大体御趣旨のやうな定義付けも可能であらうかと思ひます。

○三好始君 そういたしますといふと、外国から侵略を受けたものを排除する国の行為は、国内法秩序の問題であるか、国際法秩序の問題であるか、こゝういふことになつて来るのであります、外国から侵略を受けるといふことによつて起る法律關係は、国際法秩序の問題だと考へざるを得ません。これに對抗する行動は、国内法秩序の問題としての警察行動であるといふやうにきめてしまふことは、非常にこじつけだと考へられるのであります。やはり国際法秩序の問題としての軍事行動であると言わざるを得ないのじやなからうか。たとへ警察官がこれに實際上当たるといたしましても、それは警察官がやるから警察行動だといふのではなくして、警察官の行う軍事行動である、こゝういふふに言わざるを得ないと思ひるのであります、この点を明らかにして頂きたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 一体この森羅万象を二つに分けて、この事柄については国際公法が適用になる、この事柄は国内法上の問題である、こゝういふふに區別することは、實際上の問題としては適當でないやうな氣持がいたすのでございします。即ち事實はす

べて単なる事実でございまして、これを国際法上の視野から見ました場合には、そこに一つの国際公法上の法律関係が成立したものであります。同一の事実を国内法上の視野から見ました場合には、そこに国内法上の一つの法律関係というものが成立して来る、こういうふうな法律関係を理解すべきものであると私は考えておるわけでございます。従いまして、外国軍隊の侵略というふうな一つの国際的事実でありましても、侵略された国の側から見ますと、これに對して一つの国内法上の視野からする觀察といふことは当然可能であるわけでございます。かように見た場合において、これに對してその国の行動が一つの軍事行動にあらずして警察行動である、こういうふうに見えるべきものである、又そういう場合もある、こう私は考えているわけでございます。

○三好始君 時間がかかりましたから、まだ相當この問題についてお尋ねしたい問題があるのでありますが、地方行政委員のかたの質疑も予定されておりますのでこれだけにしておきます。ただ最後の問題について私はこういうことを申し上げざるを得ないのです。政府は外敵侵入に對して侵入軍の行動を国内法によつて律しようとしておられる、侵入軍の行動を日本国内法の範疇罪や殺人罪を適用されようとしておられるに受取れるのでありますが、これは常識的に言つて果して第三者の納得を得られる論理であるかどうかということには甚だ疑問があるだろうということを経後に申上げておく次第であります。

○委員長(河井彌八君) 三好君に伺います。外務大臣の出席を要求しておいでになつたのですが、如何ですか。

○三好始君 それでは今から……昨日お尋ねいたしました問題の中で、外務大臣に關係のある問題が一つありましてその点を留保しておりましたので、この際お尋ねしたいと思つたわけでありまして、それはアメリカのヴァンデンバーグ決議と日米安全保障条約、或いは保安隊、警備隊との關係の問題であります。御承知のようにアメリカ上院のヴァンデンバーグ決議というのが一九四八年の七月十一日に行われておりますが、その第三項によりまして、こういふふうな規定されております。「統一的且つ効果的な自助と相互援助に基礎を置き、且つ合衆国の安全に影響を及ぼす地域の及び集團の取極に合衆国が憲法上の手続に従つて加入すること」こういうことになつてゐるのであります。このヴァンデンバーグ決議は完全に行われるものといはします。この決議と、日米安全保障条約は、この決議との關係でどうなつて来るのか、日米安全保障条約の性格の問題に觸れて来るものであるし、又現在審議中の保安庁法案に規定されている保安隊や警備隊に對してこれがどういふ關係を持つて来るかといふことも問題になるのであります。吉田首相は三月十日の予算委員会においてこういう答弁をされておりました。速記録のまゝを讀んで見ますと、「アメリカがヨーロッパの安全保障についても終始申しておる通りに、その國が、ヨーロッパのみならずから助けるという、自衛をするという決心がない限りは、アメリカも助けないといふことを言つております。同じように日本國がみずから自分で安全を守る決心がないといふ以上は、日米安全保障条約の実行もむづかしくなるのであります。」「このいふ答弁をせられてゐるわけでありまして、この御答弁はヴァンデンバーグ決議に示された原則を言つたものと考えられるのであります。この原則は守られるべきであり、日本はみずから守るべきである以上、日本はみずから守るべきであると同時に相互援助の原則に立つてアメリカに對しても貢獻をするといふ一つの条件がそこに考えられるわけであり、この意味においてヴァンデンバーグ決議と安全保障条約との關係を外務大臣から一応御説明を頂きたいのであります。

から自分で安全を守る決心がないといふ以上は、日米安全保障条約の実行もむづかしくなるのであります。」「このいふ答弁をせられてゐるわけでありまして、この御答弁はヴァンデンバーグ決議に示された原則を言つたものと考えられるのであります。この原則は守られるべきであり、日本はみずから守るべきである以上、日本はみずから守るべきであると同時に相互援助の原則に立つてアメリカに對しても貢獻をするといふ一つの条件がそこに考えられるわけであり、この意味においてヴァンデンバーグ決議と安全保障条約との關係を外務大臣から一応御説明を頂きたいのであります。

○國務大臣(岡崎勝男君) これはヴァンデンバーグ決議についていろいろ法律上の解釈の意見はあると思ひますが、要するに日米安全保障条約は當時御説明しました通り、一種の暫定の協定でありまして、一方においては日本の自衛力の漸増といふことを期待するといふことが書かれてあります。又、他方においては第四条においてこれ／＼の場合は条約は効力を失うと、これ／＼の場合といふのは要するに「國際連合又はその他による日本區域における國際の平和と安全の維持のため十分な定をする國際連合の措置又はこれに代る個別的若しくは集團的安全保障措置が効力を生じた」ときと、こういうことになつております。従つてこれは一種の暫定の取極であるとも言えるのであります。で、將來いつのときか、まあこれは國民の輿論にも問うべきであるし、又日本の經濟力にも關係があるし、國民一般の考へにも關係がありましようけれども、即ち自衛力漸増といふ問題もあるし、

又個別的、集團的安全保障措置といふようなものも將來問題としては残るのであります。それができるまでは日米安全保障条約は効力を保持しておることに原則的にはなつておるわけでございます。で、そういう意味でヴァンデンバーグ決議に對してもその他の問題にしても、これは一般の原則を講つておるので、これはそれまでに至る特殊の事情に對する日米間の保障条約といふものでありますので、矛盾とは考へていないのであります。こう考へております。

○三好始君 只今の問題は日本政府が説明し、主張しておること、アメリカ政府が了解しておることとの間に或いは食い違ひがあるのではなからうかと、こういう疑ひがないでもないんではないかと、そういうことは政府のほうとしては勿論全然食い違ひ等はないとおつしやるだらうとは思ふのでありますが、完全に只今御説明になつたようにならうにアメリカ側としても了承しておる、こういうことですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 無論さうでございます。

○三好始君 それではもう一点お尋ねいたしますが、ヴァンデンバーグ決議の原則が行われまうといふと、外國に對する武器の援助等につきましてもそれはアメリカの一方的、恩恵的な武器の貸与は許されないと、こういうことになつて来るのではないかと、思ふのであります。これは現在の予備隊が貸与を受けておる武器の問題と関連いたします。この点をお伺ひいたしたいと思います。

○國務大臣(岡崎勝男君) 私はヴァンデンバーグの決議は今申しした通りアメリカの基本方針をきめておるものと考へております。又ヴァンデンバーグ決議等に盛られておるものは日本のような非常に変態的な……立派な獨立國でありますけれども、軍隊がないといふような特殊な場合を考へて決議を作つておるわけではないのであります。普通の場合の相手國に軍隊があつてこれに對する軍事援助等をするといふ場合を想定しておると私は考へております。で、日米間の安全保障条約にしましても、予備隊等に對する武器の貸与にしましても、これは一般原則から見ると暫定的ではありましようけれども、その一般原則の適用ができないような特殊の場合でありますので、特殊の取極をいたす、こういうわけと考へております。

リカの基本方針をきめておるものと考へております。又ヴァンデンバーグ決議等に盛られておるものは日本のような非常に変態的な……立派な獨立國でありますけれども、軍隊がないといふような特殊な場合を考へて決議を作つておるわけではないのであります。普通の場合の相手國に軍隊があつてこれに對する軍事援助等をするといふ場合を想定しておると私は考へております。で、日米間の安全保障条約にしましても、予備隊等に對する武器の貸与にしましても、これは一般原則から見ると暫定的ではありましようけれども、その一般原則の適用ができないような特殊の場合でありますので、特殊の取極をいたす、こういうわけと考へております。

○委員長(河井彌八君) それでは次の通告者は吉川君、吉川君の發言を求めます。吉川君。

○吉川末次郎君 先ず議事の進行について委員長に一言御質問申し上げます、又お願いもいたしたのであります。が、今付議せられております二つの法案は、日本の國民生活上現下極めて重要視すべき法案であると考えらるべきであります。従つてこれが審議につきましては、この法案の審議の付託を議院運営委員会から受けられましたる内閣委員会におきまして、特にこうした合同委員会をお開き下すつたと同様の重要性を痛感するといふ観点からいたしまして、審議の慎重を期するといふことのためにこれは當然参議院において公聴會を開いて、広く世間の世論及び識者の意見、或いは専門家の見解等をも質して頂くべき問題じやないか。我々は議員の一員といたしまして特にそ

の必要を感じるのでありますが、内閣委員会においてそうしたことをお感じになつてゐるかどうか。又公聴会の開催等について御考慮になつてゐるかどうかというふうなことにつきまして、先ず委員長から御答弁を得たいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 吉川君にお答えいたします。本案の重要性につきましては吉川君の御説明を待つまでもなく、内閣委員会といたしましては非常に大切なものと考えております。従ひましてできるだけいろいろな意見を集めて内閣委員会の審議の参考に資したい、かように考えております。その一つとして連合委員会を開くということもそれでありまして、又外部の意見を聞くということにつきましては、先般公聴会を開いてはどうかというところもありましたので、内閣委員会におきましてはその点について検討をいたしました結果、参考人の意見を聞くという点に決定をいたしました。来、来る十一日に七名の参考人の御出席を願つてゐるのであります。それだけのことはいたすことになつております。それだけお答えをいたします。

○吉川末次郎君 それでは本法案の内容につきましまして政府当局から二三の事項につきましまして御答弁を得たいのであります。御答弁を願うかたといひましたのは大橋國務相、外務大臣及び法務総裁等が御答弁になつてゐるお仕事に關連性がそれ／＼あると思うのであります。適当に御答弁を政府を代表してお願ひしたいと思ふのであります。

先ずこの二つの法案の対象になつておりますところの治安の問題について

であります。政府当局は現下の日本の治安状況というものをばどのような考へてゐられるのであるかということについての御答弁を得たいと思ふのであります。このようなことをお尋ねいたしますのは、その最も顯著なる具體的な憂すべき私は実例といたしまして、先月の一日のメーデーの騒擾事件であります。これにつきましまして本院におきましても、本会議においては数名の議員のかたから、それ／＼所屬党派を代表しての緊急質問等をも行われたのであります。私は十分に當時における政府の御答弁に満足してゐないから、更に重ねて御答弁を促す次第なのであります。私見を申述べますことをお許し願ひます。私は、現下の日本の治安の対象になる諸種の状態といふものは、すでに国内戦争の段階に入つてゐるものであるといふように私は考へてゐるのであります。が、即ち内乱、或いはシビル・ウォーの段階に入つてゐる、その表現は、具體的に表現されたものはメーデーの騒擾事件であると考えます。メーデーの騒擾事件につきましましては国民今日周知の事実でありますし、又先に地方行政委員会の委員といたしまして、本院の議決に基いて京都のメーデーの騒擾事件をもつて観察いたしましたのであります。私はその結論といたしまして、日本はすでに国内戦争の段階に入つてゐるとは考へておるのであります。ああした騒擾事件は主として共産党の指導下に、共産黨員と朝鮮人と、それから一部の学生と、それから主体

たものであることは周知の事実であります。が、同様のあつた国内騒擾事件は今日までも、或いは米騒動であるとか、同様のことはたび／＼明治以来私にはあつたと思ふのであります。又今国内戦争といふ言葉を使ひましたが、それは、明治十年の西南戦争といふのも挙げることができると思ふのであります。西南戦争はもとよりメーデー事件に比べますならば、何と言ひますか戦争的な形態におきまして、或いは極めて軽いものであるといふことが言へるかも知れませんけれども、併しなから西南事件或いは騒擾事件としての米騒動その他の事件のごときものは、単に日本国内だけに発生したところの騒擾事件であります。或いは国内戦争であり得るけれども、メーデー事件はこれは國際的な関連性において、いわゆる國際的なインテナー・ナショナルな階級闘争の一環として、日本の土地の上に行われてゐるという意味におきまして、或いは考へ方によつて極めてスケールの大きいものである、私は確かに、そういう考へ方を実は持つてゐる次第であります。こうした私の考へ方について、政府当局はどのようにお考えになつてゐるかというのを、先ず一つ承わりたいと思ふのであります。

○國務大臣(大橋武夫君) 吉川委員のお考へ方は極めて示唆に富む御見解であると存じます。即ち最近におきまして、共産党を背景といたしました、国内において各種の騒擾事件、起つておるのでございまして、これは共産主義對民主主義、自由主義といふこのいわゆる二つの世界の間に戦つておられますところの冷い戦争が、舞台を我が

が国土のうちに求めて起つた一つの現象として、これがあつた事態となつた、こういうふうな考へておられるわけでございます。かような意味合いにおきまして、これは一つの國際的な背景を持つたものでもありません。その意味において單純なる西南事變、米騒動といつたようなものから見まするといふとスケールが大きいといふことも十分に言ひ得ると思ふのであります。而してこれに對処する政府の施策といふものも、又この事態を正して認識いたし、その認識の上に立つて、單に個々の事態を收拾するといふばかりでなくして、國の政策全体の上にこの冷い戦争といふものを克服するやうな努力を払つて行かなければならぬ、こういうふうな考へておられる次第でございます。

○吉川末次郎君 外務大臣がお急ぎのようでありまして、今日の質問に關連いたしまして、なおお尋ねしたいことは後ほど更にお伺ひすることにして、岡崎さんに専らお尋ねしたいことを抜きまして、先にお尋ねすることにいたしたいと思います。

そこで私は、メーデー事件は、この重大なる日本の国内が、すでに国内戦争の段階に入つてゐるという考へ方に基きまして、あの事件を見ますといふと、あの事件のみならず同様の、最近における国内の諸種の騒擾事件は、その主要なるところの、指導的な構成分子といたしまして朝鮮人が入つておるといふことは御承知のごとくであります。国内におけるところの朝鮮人の数は或いは五十万と言ひ、六十万と言ひ、或いは八十万と政府当局等から言われておられますが、大体にお

きまして、その五十万乃至八十万の朝鮮人の八〇％乃至九〇％ぐらゐまではこと／＼北朝鮮系の共産政府の系統のものであるといふことも、これ又そうした事実が我々に、政府より言われておるわけでありまして、或いはあのメーデーの事件におきまして、アメリカ人を追ひ返せとか、或いはアメリカ人の自動車に放火したり、米兵に投石したり、又警官等に対するところの對峙的な態度におきまして、文書等によりますると常に敵といふ言葉を使い、又軍事行動委員会等といふやうな、戦争といふことの内容を現わした言葉をもち用ひして、いわゆるそうした言葉に副するやうな行動をいたしておるものであります。これは見方によりましては階級闘争であると同時に、日本人の大部分が、そうしたこの共産主義に對しては反對的な態度をとつておるものであるといひましたならば、これは民族闘争、或いは國家と國家との間の闘争が、日本の土地の上において行われておるものであるといふやうにも考へなければならぬと思ふのであります。

そういう観点に基きまして、それとの関連において外務大臣に特にお伺ひいたしたいと思ひます。朝鮮事變の見通し、朝鮮における目下進行中の停戦協定といふものが成立するといふところの見通しの上になつておいて、或いはこれにならぬかどうかといふこと、或いはこれは一部に伝えられてゐるやうに共産黨の一つの外交的なタテ書きであるが、朝鮮協定は成立するところの見通しがないものであるといふやうにお考へになつてゐるかどうかといふことについて御答弁を得たいといふことが第

きまして、その五十万乃至八十万の朝鮮人の八〇％乃至九〇％ぐらゐまではこと／＼北朝鮮系の共産政府の系統のものであるといふことも、これ又そうした事実が我々に、政府より言われておるわけでありまして、或いはあのメーデーの事件におきまして、アメリカ人を追ひ返せとか、或いはアメリカ人の自動車に放火したり、米兵に投石したり、又警官等に対するところの對峙的な態度におきまして、文書等によりますると常に敵といふ言葉を使い、又軍事行動委員会等といふやうな、戦争といふことの内容を現わした言葉をもち用ひして、いわゆるそうした言葉に副するやうな行動をいたしておるものであります。これは見方によりましては階級闘争であると同時に、日本人の大部分が、そうしたこの共産主義に對しては反對的な態度をとつておるものであるといひましたならば、これは民族闘争、或いは國家と國家との間の闘争が、日本の土地の上において行われておるものであるといふやうにも考へなければならぬと思ふのであります。

きまして、その五十万乃至八十万の朝鮮人の八〇％乃至九〇％ぐらゐまではこと／＼北朝鮮系の共産政府の系統のものであるといふことも、これ又そうした事実が我々に、政府より言われておるわけでありまして、或いはあのメーデーの事件におきまして、アメリカ人を追ひ返せとか、或いはアメリカ人の自動車に放火したり、米兵に投石したり、又警官等に対するところの對峙的な態度におきまして、文書等によりますると常に敵といふ言葉を使い、又軍事行動委員会等といふやうな、戦争といふことの内容を現わした言葉をもち用ひして、いわゆるそうした言葉に副するやうな行動をいたしておるものであります。これは見方によりましては階級闘争であると同時に、日本人の大部分が、そうしたこの共産主義に對しては反對的な態度をとつておるものであるといひましたならば、これは民族闘争、或いは國家と國家との間の闘争が、日本の土地の上において行われておるものであるといふやうにも考へなければならぬと思ふのであります。

一点、以下私の申上げる点をまとめて御答弁頂きたいと思ひます。それからこれは本会議におきまして私は吉田外務大臣に御答弁を促したのであります。が、明確なる御答弁がなかつたのであります。新らしく外相に就任されたのでありますから、できる限り具體的に一つ答へられる範圍内において御答弁を願ひたいと思ふのであります。私は御答弁でき得ますところの承口を作りますために、当時曾つて中国における蔣介石政府の軍事顧問であり、又駐留米軍の参謀長であると聞いておりますウエデマイヤー將軍が、私がアメリカを旅行中に米國の有力雑誌の一つであります、ユース・ニュー・ス・エント・ウォールド・リポートの中に非常に長いアジア問題についてのインタビュー、その雑誌記者の書いたものが日本の社会に当時非常に読みものになつたと思ふのであります。それを讀みますと、朝鮮協定は、それは昨年の秋のことでありまして、朝鮮協定が成立するかも知れない、併しなからたとえその朝鮮協定が成立しても最後のものではない。ユース・ニュー・ス・エント・ウォールド・リポートという見出しがついてゐるのであります。が、これで決定するものでない。共産黨の常套的な戦術であつて、支那においてもしばしば共産黨と国民党との間に停戦協定のようなものがたび／＼今日まで作られたけれども、すべてそれは勝手に共産黨によつて破られてゐる、そのようなものを作つたところで永続性のある確固なものでないし、信用できるものでもないというようにウエデマイヤー氏は答えておるのであります。が、仮に、第一に私が尋ねし

した第一問にお答え、停戦協定が成立するといふお考えをお持ち下さる御答弁があればあるものといたしましてこのウエデマイヤー氏が言つておられますように、それは又約束が直ちに破棄されてしまふといふようなものに過ぎないのであるかどうかといふようなことについての御答弁をこの次に一つして頂きたいと思ひます。それから又當時私はそのインタビューの論説文を引用したのであります。が、ウエデマイヤー氏の言うところによりますと、朝鮮人はもうすでに数百万人の家を失つたところの測り知れない人や或いは死傷者ができて、皆このクレムリンに対して同情を持つてゐる共産黨側のものに南朝鮮の者もなつてゐるというようにウエデマイヤー氏が言つてゐるのであります。そういふウエデマイヤー氏が言つておられますやうな南朝鮮も皆共産黨になつてしまつてゐる。これは私は推察でありまして、非常には力な考へ方ではないかと考へたのであります。最近におけるところの李承晩政府の動搖などにもそういふことが現れてゐるかとも思はれますが、そういふことについて外務大臣はどのようにお考へになつておられるかといふことを第三番目に御答弁を得たいと思ひます。

それから第四番目に外務大臣の御答弁と朝鮮の問題に関連して得たいと思ひますことは、又そのとき私はウエデマイヤー氏の議論を引用して吉田外務大臣にお尋ねいたしましたのであります。が、ウエデマイヤー氏は朝鮮事変はアメリカは適當の時期においてアメリカの威嚇を損じないやうにして撤兵すべきである、そうして支那及びコリアの、アジアの問題はアジア人の手に任すべきものであるといふやうなことを言つておられるのであります。これも私は非常に有力なるアメリカ人の常識的な見解であるかと思ふのであります。よく今国会におきましてもレフチストの諸君から、アメリカのいろ／＼な新聞や雑誌の所説等が引用されますときには、米國の社会力にはなつてゐないところの極めて少数の評論家やレフチストと私には考へられる人の意見をいろいろ引かれて政府の答弁を促されるのであります。私はあゝいふ質問の仕方には実は賛成しない。ウエデマイヤー氏の言つておられますのを私がなぜ引用したかと言ひますと、私の独断といへば独断かも知れませんが、非常にウエデマイヤーといふ人のオフィシャルなボジションからしましても、殆んど常識的なアメリカ人の大部分が考へてゐるだらうと思はれるやうな答弁をいたしておられますから、特に私は引用いたしましたのであります。私は今引用いたしました、ウエデマイヤー氏が言つておられます、朝鮮の事変はアメリカの威嚇を損じないやうな形において、適當の時期にアメリカは撤兵すべきであらう、これは私はアメリカ人の大多数が考へてゐる本當の常識的な見解だと思ふのであります。が、それについて第四番目にどのようにお考へになつておられるかといふことを、ちよつと御答弁には非常にデリケートな点もあるかと思ひますけれども答へられる範圍内において一つお答え願ひたいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) 特に衆議院の本會議の時間をお計り願つてまゝとめての御質問甚だ恐縮であります。今の御話もお答えできないといふより、むしろわからない点も随分あると思ひます。が、まあ自分の知つてゐる限りのことを申上げて見ますと、第一に休戦會議に關します見通しでは、私の知る限りでは國連側と言ひます。が、アメリカ側、イギリス側その他のはうは休戦を是非実現したいといふまじきな希望をやつておられるやうであります。しばしば相手方のいろ／＼のやり方によりまして、何と言ひますか堪忍袋の緒が切れるやうな状況に來たところから休戦會議をやめるやうにするといふ責任を負はされることは最も好まないという態度で、隠忍して今日まで話し合ひを續けて來ておられるやうであります。結局問題は先方の出方で、共産側のほうが休戦會議を真に望んでおられるかどうか、望んでおられるなら必ずできる、こゝういふことに結論がなつて來るのであります。が、先方がどう考へておられるかといふことについては私は勿論わかりませんが、恐らく國連側のその直接關係してゐる人たちは非常にこの点を把握するのにはむづかしい、むしろわからないかといふ困つておられるやうな状況ではないかと思ひます。従つて休戦會議の見通しは共産側がこれに非常に乘氣のやうであるときは大変よく報道され、又冷淡になると非常に絶望的に言われております。先方の出方は今のところどうも直接の當事者になか／＼わからないかといふ困つておられる、こゝういふことじやないかと思ひます。

それから一体こゝういふ休戦が假に成立したとして續くかどうか、これも甚だ常識的な答で申訳ないのであります。が、結論からいへばわからないといふより仕方がありません。これはもう國際問題の研究と言ひますか、こゝういふ方面の人々の常識的な意見として共産主義國家といへども一つの大きな理想を持つて、少くとも表面には進んでゐる。自由主義國家のほうも同じことである。どこが違ふのかと申しますと、これは殆んど全部の人の意見が一致してゐると思ひますが、民主主義國家のほうはその目的が正しければ手段は選ばない、如何なる犠牲をこゝうとも如何なる破約をいたそうとも、或いは如何なる卑劣な行動をいたそうとも自分の目的を達するためには差支えないのだ、こゝういふ手段においては非常な隔りがあるといふのが常識的な解釈のやうであります。従ひまして休戦等におきましても、一方は約束は守る、これはもう國際道義と考へておられます。けれども、相手方は果してこれが一種の手段であるとすれば、この手段を適當でないと思ふ場合には破棄することもあるやうに考へるやうなところは、こゝういふ思ふに思ふのじやないかと私は考へております。例へばこれは事情は非常に違ひ、理窟はいろ／＼ありましようけれども、日ソ中立條約といふものも最後まで日本はこれを信じておりました。が、ソ連側ではもうこれは破棄のごとく捨て去つたといふ事実もあるのではありませんが、こゝういふ事実は敗戦中も非常にたくさん起つたのであります。従つて先方が道義的な責任を感じてゐないといふに似て、休戦も假に成れば破棄されるかも知れない、こゝういふざるを得ないといふ私は思つております。

それから南鮮にも共産化というものが非常に進んでおりけしきないかという御意見であります。これは南鮮における統治の仕方等について南鮮の人々の間にもいろいろ不備のあることはこれは私もいろいろの材料から知っております。併し全体的に見て南鮮の人々が共産化されつつあるかと申しますと事実上これは私は違ふと思つております。現にいろいろの材料を見ましてもこの点に非常なむしろ違つて、どちらかというとならざるを得ないかと思つておるようにも見受けられるのであります。又現に南鮮のみならず北鮮側から北鮮の共産化を嫌つて逃亡する人は三十八度線を超えて今なおとを絶たないという事実もござりまするし、又有名な最近問題になりましたコジュ・アイランドと言いますか、巨済島の捕虜収容所におきましても、これは私に確かにはつきり承知してありますが、北鮮に送り還えされたくない純真に考へておる捕虜の連中も相当多くある。これがどうも休戦会談の一つの障きになつておるわけでありまして、いやがるものを無理に北鮮に送り還すことにはないじやないかという議論が非常にあるのは事実国際連合軍のほうで見て、手を合せんばかりに南鮮に置いておいてくれというのが非常にあることは事実のようであります。従つて私は北鮮も共産化されたという、これは無論表面はそうであります。随分事実はこれを好まないでおるものがあるくらいであります。南鮮では今の当時のやり方について不満であることはこれは無論たくさんあるでしょうけれども、それじや共産主義のほうがいいのかというところになつたら恐らくもう圧倒的の大多数が共産主義に反対であるというところは少くとも考えられるのであります。

それから最後のアメリカが早く手を引いたほうがいいということ、これは私はアメリカ人としてはやはり一般的な考えだろふと思ひます。それでありますから、この朝鮮事変の前後にも国際連合の監視委員に任せて、アメリカの軍隊は朝鮮から速かに撤退したようになつておるし、今でも名譽とか、威厳とかいろいろの形に言い方はありましようけれども、心配がなければむしろ早く撤退したい。そうしてアジアのことはアジアに任せたい。これはもうアメリカ人の一般的な気持ちだろふと思ひます。ただ朝鮮事変以来の情勢の変化、元來これはアメリカの政府の方針としては朝鮮までがこの本當のアリニューシヤンから来ている防禦線に入つておつたものかどうか。これは中国白書というものを見ましても、朝鮮はその当時入つておらなかつたように書いてあります。それが時代の変化に伴ひまして、これはどうして朝鮮の三十八度線は少くとも守らなくてはならぬという非常な決心で出て来たのでありまして、政府としては将来の心配の種、つまり再び北鮮側が南鮮に南下して来る、そうして共産主義化するというような、こういう心配がない限りにおいてはむしろ速かに撤退ということと考へておりました。又今でもあんなところで戦をしてゐることを好まないのは人情の然るむところと思ひます。けれども、政府の方針としてはいやでも仕方ない。これは世界の全体のバランスの大きな狂いになる問題に

ならないとも限らないという見地から飽くまでも所期の方針は貫徹するということ政府としては進んでゐると確信しております。又この趣旨のことはトルーマン大統領も言明されておるし、アチソン國務長官も言明されてゐるのではありませんか、これはもうあつても、政府の方針はやはり三十八度線は少くともはつきり守るということに貫いており、従つて如何にして士氣を維持し、そうして所期の目的を達成するかにいうことに大いに考慮を払つてゐる。こゝろ私に考へます。

吉川末次郎君 外務大臣に更にいよいよ堀り下げて関連したことをお尋ねして御答弁を得たいのであります。が、本法案の審議から余りに遅さることは本意でもありませんし、外務大臣お急ぎのようでありますから、外務大臣に対する質問は一応これで中止いたしておきます。それで今までも當局から御答弁のありましたことに関連したことであります。次に御答弁を得たいと思ひます。これは、対馬の治安の状況が現在どうなつてゐるかということとあります。これは大橋さんか、或いは海上保安庁の代表者のかたから御答弁を願うほうが適當であるかと思ひますが、いづれにしても満足する御答弁を得たいと思ふのであります。一昨午でありましたか、対馬へ実は治安の調査に参つたのであります。當時参りましたときには極めて平穩でありまして、又同島に居住いたしておりました朝鮮人の動静等につきましても対馬における警察或いは島庁等の諸君から極めて安心すべきものであるようないろんな話を聞いて歸つたのであります。ところがその歸りの汽車の中で朝鮮事

変が突発したというところの新聞のニュースを手にして驚き入つたような次第なのであります。この朝鮮との関係においていろいろな点から対馬の現在の治安の状態というものは一応国民の知つておかなければならないことであるかと思ひます。具体的にその現在の状態を、及び朝鮮事変発生後の状況と現在の状態を一つ御答弁を願ひたい。

政府委員(柳沢米吉君) 対馬の状況でございますが、全般的な問題ということに相成ります。担当が違ひますので詳しく御答弁申上げかねるのであります。海上保安庁で関係してあります方向から見ました御答弁をいたすかように御了承願ひます。大体対馬におきましては相當の密出入国者が入つて、朝鮮事変が勃発いたしましてから暫らくの間は、事變のために朝鮮沿岸の警戒といふものが相當強化されてあつたためか、非常にその数が少くなつたのですが、その後におきまして又相當にこのルートによりまする密出入国者が殖えて参つております。朝鮮から渡りますルートといたしましては一番便利なルートでございます。この方面を辿つて来る密出入国者といふものは、一番便利なところでありまして、従いまして海上保安庁といたしましては、ここに特別な模範的な保安部を設け置いたしまして、ここに船舶その他を相當に増強いたしました。これによつて國警その他と緊密な連絡をとりまして、これらの密出入国その他に對し備えてゐるのであります。以前におきましては、御承知の通りこの對馬の沿岸の或るものには非常に海岸が出沒

してござりまして、非常に、いわゆる船着の便利な場所が割合に多く、而もこれらを、津々浦々に對して船を配置するといふことは非常に困難でありまして、併しながら現在におきましてはこの基地を三カ所ばかり増加いたしました。ここに割合小さな船を配置いたしました。常にそこに配置しておきまして、その附近を警戒するとかいふようなことに對しましてはこの船を利用してやつてゐるというわけでございます。

吉川末次郎君 海上保安庁から主として海上の保安の問題についてのみ御答弁があつたようでありまして、島内の状況はどうなつてゐるか、島内における朝鮮人の数、或いはそれと朝鮮内地の北鮮系朝鮮人との政治的関連性といふようなものについてのインフォメーションを一つ我々にして頂きたいと思ひます。あなたでなければはかのかたでも結構でございます。とにかく政府を代表して……

國務大臣(大橋武夫君) 御質疑の点につきましては他の機会におきまして、国家地方警察その他関係官庁と連絡いたしまして、十分に調査してお答えしたいと思ひます。

吉川末次郎君 すぐ御答弁を得られなかつたことは非常に残念であります。が、それでも一つ、実は先ほどのメーデーの問題に返えるのであります。メーデーの事件を起すに至りますところの共産黨の考え方といふものについての十分な御理解が、吉田首相初め内閣の閣僚諸君がご持ちになつておらんといふことから、いろいろな反共といふ

ことをば内閣の一枚看板にしておられ
ますけれども、相手方がどうい
う理論体系の上に立つて、どうい
う世界観の上に立つて、どうい
う経済学的な学説の上に立つて、
どういいう政治学説の上に立つて、
どういいう国家学説の上に立つて、
どういいう哲学的な、或いは認
識論的な見解の上に立つてあ
るかというところ、私は十分な御
理解が総理大臣その他の閣僚諸君に
ない。このことから、その反共
政策が常に的外れておるとい
うことが非常に大きな現政治、
現段階における日本の政治の欠
陥であるといふことをまあた
び／＼申して、惜まれ口のように
なことを言つて来たのでありま
すが、そのことにつきましては見
解は異なりますが、くどくど重
ねて申すことはいたしません
が、ところが総理大臣である人
もこれはわからぬのであります
から、その日／＼を筋の労働し
ておりますところの労働者大衆
の諸君がわからないのは、これ
は当然であります。従つて共産
党の持つておりますところの政
治理論体系の一つの現われとし
て、当然にいわゆるマルクス主
義、或いはマルクス・レーニン
主義、或いはマルクス・レーニ
ン主義から或いは起つて来るの
であるけれども、そのことがよく
わからぬ。

第三十二部 内閣・地方行政連合委員会
議録第九号 昭和二十七年六月七日

主義実現のために、時と場合に
応じて千変万化するところのい
ろ／＼な戦術をとつておるの
であります。それに対するところ
の十分なる判別力がない。それ
がこの間のメーデーにもやは
り現れておるのであります。で、
マルクス主義の革命理論の立
場からいいますならば、第一の
対象においておりますものは、
言うまでもなくそれは労働者
の団体であります。即ち近代
プロレタリアの労働組合であ
ります。労働組合の団結力を通
じて、その共産主義革命を実現
するといふことを戦術の中心目
標においておるのであります。が、
その労働組合が戦前にあるが
ごとく、組織化された労働者
の数が十万人にも満たないとい
うような微弱なときにあります
は、その労働組合がどのような
問題にならぬかと思ひます。こ
ころが今日の組織化された労働
者の数は、或いは曰く五百万、
或いは曰く六百万といふやう
な横断的な、一たび労働組合
が団結して起るならば何事か
成らぬといふやうな、大きな
社会的な実力を持つておるの
に、その組織労働者の殆んど
大部分といふものは、嘘八百を、
目的のために手段を選ばない
立場からボスターに書いたり、
絶えず宣伝したり、演説したり
しておりますところの、この共
産主義の革命戦術に対する十分
な批判力を内閣総理大臣と同じ
ように持たないであります。で、
この間も京都に行きますとい
ふと、京都では、東京ではと
もかくもあのメーデーの騒擾事
件といふものは、メーデーの大
会をやつた示威行列の大部分の
主体的な組織労働者の勢力から
離れて、散会後別動隊が八千
或いは一万といふやうなもの
が、いわゆる宮城前広場へ、或
いは彼らの言う人民広場へ集
まりまして、あるいは国内戦争
的な、内乱的なことをやつた
のであります。京都に行きま
すといふと、京都に集まつた
メーデーの労働者の数は三万
と云われておるのであります。が、
あのような分れないで、そう
して二条の離宮に集まつたこ
ころの労働者が行列して市中
を練り歩きました。そうして
その示威行列の途中中々にお
いて、或いは交番を破壊した
り、或いは市役所の戸口を破
壊したり、い／＼な騒擾をや
つておるやうなわけなのであ
ります。でそれは集まつた労働
者の一割ばかりではないので
す。それをやつた者は、即ち
その主体的勢力は朝鮮人と共
産主義者と共産学生でありま
す。あとの九割はただそれを
傍観しておるのであります。彼
らが傍観しておるといふところ
のインディファレントな態度
をとつておるといふことがこ
ころが、私が現下におけるこ
ころの日本の最も大きな政治
問題であり、これを治安の対
象として考えましたときに、
最も大きな問題であるとい
うに私は考へておるのであり
ます。そういふことについて
政府当局はどういふふうに考
へておられるかという御答
弁を私は得たいのであります
が、その例をいたしましては、
私は名を申しませんが、有
力なところの労働組合の代表
として国会へ選出されてお
る議員諸君がある、その議員
の一人が、あのメーデーの騒
擾事件といふものは、当局が
人民広場即ち宮城前広場を
会場に許さなかつたから起つ
たのだ。京都に行きますと、
京都ではや

第三十二部 内閣・地方行政連合委員会
議録第九号 昭和二十七年六月七日

けり御所を、初め嵯峨川知事
も御所がよいといふことを言
つておられた。ところがそれを
当局が許さないで二条離宮
前でやれといふことにいたし
ました。かゝるの総評の代表
者等はやはりそれを唯一の理
由にいたしておるのであり
ます。私は曾て宮城前広場を
やはりメーデーの会場にす
べきであるといふことを委員
会でも言つたのであります。が、
私はそれをさすべきである
と今でも考へております。併
しなごらあんの会場の変更を
命じたからあの内乱的な暴動
が起つたのであるといふやう
な考へ方は、これは現実から
全く遊離したところの共産主
義者が言うところの一つの言
ひがかりであります。それは
共産主義者が言うところの一
つであり、それが若し共産主
義者でないといふことを標榜
しておるところのインディ
ファレントな態度をとつてお
るといふことが、私が現下
におけるところの日本の最も
大きな政治問題であり、こ
れを治安の対象として考え
ましたときに、最も大きな問
題であるといふに私は考へて
おるのであります。そうい
ふことについて政府当局は
どういふふうに考へてお
られるかという御答弁を
私は得たいのであります。その
例をいたしましては、私は
名を申しませんが、有力な
ところの労働組合の代表と
して国会へ選出されてお
る議員諸君がある、その議
員の一人が、あのメーデー
の騒擾事件といふものは、
当局が人民広場即ち宮城
前広場を会場に許さなかつ
たから起つたのだ。京都に
行きますと、京都ではや

第三十二部 内閣・地方行政連合委員会
議録第九号 昭和二十七年六月七日

し、或いは駐留軍に対する
行動であると同時にそれ自
体が労働者全体に対する裏
的な行為である、こゝ言わ
ざるを得ないと存するので
あります。京都におきま
す事件については私詳細を
承知いたしておるませんが、
只今承つたところではやは
り同様なものであると思
ひます。併しなごらあんの
事態が決して全国的に同
様な傾向を持つて進められ
たとは限らないやうであ
ります。東北の或る炭鉱の
中心都市におきましては健
全なる労働者諸君が実力を
以てメーデーを守るのだ、
一部の者が暴動或いは暴力的
手段、こゝういふものによつ
てメーデーの秩序を破壊し
ようといふやうな行動があ
つたならば、実力を以てし
てもこれを叩きつぶすとい
う固い決意を以て無事平穩
にこの労働祭典を終つたとい
ふ事実についても聞知を
いたしておる次第でござ
います。かくのごときは案
外遅れておると見られてお
りますところの東北の都市
における労働者諸君がむしろ
正しい労働運動の理解力
のあるといふことを示す
ものであると、こゝ存する
のでございます。恐らくこ
うした健全な傾向が漸次
労働者諸君の間において支
配的になるであらうとい
うことを期待をし、又確
信もいたしておるやうな
次第でございます。

第三十二部 内閣・地方行政連合委員会
議録第九号 昭和二十七年六月七日

し、或いは駐留軍に対する
行動であると同時にそれ自
体が労働者全体に対する裏
的な行為である、こゝ言わ
ざるを得ないと存するので
あります。京都におきま
す事件については私詳細を
承知いたしておるませんが、
只今承つたところではやは
り同様なものであると思
ひます。併しなごらあんの
事態が決して全国的に同
様な傾向を持つて進められ
たとは限らないやうであ
ります。東北の或る炭鉱の
中心都市におきましては健
全なる労働者諸君が実力を
以てメーデーを守るのだ、
一部の者が暴動或いは暴力的
手段、こゝういふものによつ
てメーデーの秩序を破壊し
ようといふやうな行動があ
つたならば、実力を以てし
てもこれを叩きつぶすとい
う固い決意を以て無事平穩
にこの労働祭典を終つたとい
ふ事実についても聞知を
いたしておる次第でござ
います。かくのごときは案
外遅れておると見られてお
りますところの東北の都市
における労働者諸君がむしろ
正しい労働運動の理解力
のあるといふことを示す
ものであると、こゝ存する
のでございます。恐らくこ
うした健全な傾向が漸次
労働者諸君の間において支
配的になるであらうとい
うことを期待をし、又確
信もいたしておるやうな
次第でございます。

第三十二部 内閣・地方行政連合委員会
議録第九号 昭和二十七年六月七日

同調する結果を来たしてゐる。即ち容共主義の結果を来たすようなことをしているというふうなことに對して政府当局又みづから十分な御知識がないためにそのような安価な答弁に現われてゐるような御見解しかお持ちにならないというのを非常に私は遺憾とするものであります。これ以上はあえて申しませんが、最後にそれではこれは法文に關したことであります。第六十八條に武器のことが書いてあつたと思はれるのであります。六十八條に「保安隊及び警備隊は、その任務の遂行に必要な武器を保有することができ、保安官及び警備官は、その任務の遂行に必要な武器を所持することができ、」と、このことが書いてあります。その必要は保有又は所持することができるところの武器の具体的な内容を一つ、今まで多少お話がその他の機会にあつたかと思ひますが、一つ御明示を願ひたいと思ひますが、或いは私たちの合同委員会から離れて内閣委員会だけに御明示があつたかと思ひますが、毎日新聞及び朝日新聞等の数日來の新聞が報道いたしておられます。例えばアメリカから軍艦を六十隻借り、フリゲート艦十隻、巡視艦五十隻を借りるというふうなことが書いてあります。そして連合艦隊を組織する、そうした今お尋ねいたしましたような武器については参議院の内閣委員会に資料として提出するといふことを……これは朝日でも書いておるのであります。これはすでに資料として参議院の内閣委員会へ御提出になつたのかどうか、なつておられますならば我々にも頂きたいのであります。また御提出になつておらない、こ

ういふならばその提出されるところの資料の内容をこの機会に明示して頂ければ大変結構だと思ひます。出ておりますか。

○委員長(河井彌八君) それは差上げます。

○吉川末次郎君 そうですか、それはこれは口頭を以ての御答弁は省略されて、もうお聞きしないで結構であります。

それでは最後にこの衆議院から廻つて來ました修正議決についてであります。第十六條の第六項に「長官、次長、官房長、局長及び課長は、旧正規陸海軍將校又は三等保安士以上の保安官若しくは三等警備士以上の警備官の経歴のない者のうちから任用するものとする。」とこれはどういふ將校の経歴のない者に限られるわけなんです。それについてちよつと一度御答弁願ひたいと思ひます。

それら衆議院の修正理由のようなのを一つ御明示を願ひたい。

○國務大臣(大橋武夫君) 第十六條の第六項におきましては政府原案におきましては「旧正規陸海軍將校又は三等保安士以上の保安官(以下「幹部保安官」といふ)のうちから任用するが、これは制服職員でございまして、制服職員の幹部たる経歴を持つておりまする者は長官官房及び内局におきまして幹部の地位につくことを制限するといふのが趣旨なのでございまして。而して衆議院におきましてはこのうち「旧正規陸海軍將校又は」という字句を削除しておられますが、これは旧正規陸海軍將校のうち一部の人は保安官又は警備官として採用せられつゝあるわけでございます。これらの採用

せられた者は当然三等保安士、三等警備士以上に相成りましたならば内局の局長には就任できない、こういうことになるわけでございますが、この規定のきております趣旨は何分にも軍隊に類似をいたしておりまする実力部隊の官吏でございましてから、これはややもすると実力を持つてゐるというところによりまして政治政策を支配するといふような弊害に陥りやすい、これを民主主義を守りするために予防しようといふ趣旨の規定であるわけでございます。従ひましてそうした意味において旧正規陸海軍將校がかなうな地位につくといふことはすでに保安官、警備官について制限のあります以上は實際上さうなことは行わないといふ趣旨であることは解釈の上から当然である、こう考えられるわけでございます。かたゞはつきり旧正規陸海軍將校といふものをここに現わしますといふと、旧時代におきまして一つの経歴といふものを理由といたしまして殊更に差別待遇をなすことが感じを与えるといふことは今日の政治段階から見まして適切でない、実行によつて効果を挙げれば、必ずしも法的に制限する必要はなからう、こういう趣旨で削除されたものでござい

ます。

○吉川末次郎君 私の先ほど申しました質問の言葉が多少読み違ひをしておりましたので、間違つておつたかと思ひますが、結局我々の手許に廻されておりますところの修正案に於てあります、左のほうに黒線が引いてあります「旧正規陸海軍將校又は」といふ言葉は、これは削除されたわけなんです。だからして、只今の御答

弁によれば、旧陸海軍正規の將校も長官、次長、官房長、局長及び課長になるというところに原案より變つたわけですね。

○國務大臣(大橋武夫君) これは原案の趣旨を否認するといふ意味で變つたのではなくして、その方針は結構であるけれども、法律上これを明示することとは差別待遇の感じを与えるから適當でなからう、実行によつてさういふ趣旨を全うすればよろしからう、こういう意味で削除されたように考えております。

○吉川末次郎君 これはどこかの最近の新聞であつたと思ひますが、非常に大きく取上げて記事を書いておつたのであります。私も全く只今の大橋さんの御答弁の如何にかかわらず、文面よりいたしまして、極めて重大なる政治的事実を包蔵しておるものであると考へるのであります。只今の御答弁によりますといふと、原案によるがごとく、昔の軍人はこの保安庁の長官や次長や官房長、局長、課長等の重要幹部にはしないものであるけれども、はつきり法律の中へ書くといふことは差別待遇をするやうであるから除かれたのであるといふような御答弁でありましたが、これは私は現実に甚だ背けな

いところの御答弁ではないかと思ひます。又言論機關等も言つておりまするやうに、そうした私は御答弁が實際の事実に符合したものでないといふ失礼ながら私は考へるのであります。むしろ端的に申しますならば、この保安庁の幹部には大いに昔の軍人をば用ひようといふ腹で私はこの修正が行われたものである。衆議院で修正と言ひまして

も、衆議院の修正して來るということ、即ち絶対過半数を占めてゐるところの政党は自由党なんでありましてから、政府との意思疎通性においてさういふことが行われたことは、私は明白であると思ひます。又大橋さんの個人的な問題等も、新聞はゴシップ等を書いておられますが、さういふことは私は大橋さんの人格を信頼するから申し上げませんが、併しとにかく昔の軍人をここに大いに用ひようとしておるといふことは、これは實際だと思ひます。これは言ひまでもなく、民主主義の諸国家におきましては、日本の憲法のよ

うなものを採用しておらんとするの軍を持つておられます国においては、陸海軍の大任、軍部大臣といふやうなもの、長官は、本當の軍のいづ／＼な仕事は職業的な軍人にさしても、これを政治的にリードするところの陸海軍大臣といふものは、シビリアンで、文官で以てさしておらうと思ひますが、これが民主主義の例であると思ひますが、いゝわんや平和主義を建前とし軍を放棄したところの憲法を世界に率先してとつておられますところの日本が、ここに明らかに、政府がどのやうに御答弁になりましようとも、これは私は必ずしも共産党の諸君が言うやうな警察予備隊や保安庁に対する見解と軌を等しくいたしておりません。私は必ずしも警察予備隊は絶対必要であるといふやうな見解に我が党は立つものではあります。併しな

ら、この委員会においてたび／＼問題になりましたように、これが解し方によりましたならば、昔の陸海軍に當るところの機能を持つたものである、

或いは新しい陸海軍であるというところも確かに言えるのであります。これは実態であります。ところが民主主義の諸国家においては陸海軍大臣といえども文官を以て必ず当てるということをいたしておるにもかかわらず、軍備を放棄したところの日本の国がこういうような馬鹿げたところの修正をいたしまして、そうしてわざ／＼旧軍人をおける日本の陸海軍を昔のあいつ軍人にリードさす、再び指導さす、統率さすというようなことを考えておるといふことは、私は由々しき大きな問題であると考えておるものであります。全参議院議員、特にこの審議に当られるところの内閣委員の諸君がこの点を非常に重視して、私は特に御研究をお願いしたいと思つておるが、私はこの修正に対しては絶対に反対しなければならぬと考えております。これは旧軍人の復活をいたしたものである、そして又民主国家においては陸海軍があるところでもこれは文官で当てるべきものであるという見解と同様の意味において、殊にこの日本の新憲法下においては、こうしたところの規定をここに置くということは非常な弊害を醸すものであるという見解に対する政府当局の御見解をもう一度一つ承わりたいと思つておるものであります。

と、こう考へておるわけでございます。この見解は私の個人的意見として表明いたしましたものではなかつて、閣議において相談をいたしました結果を政府を代表してお答えをいたしておるものと御了承願ひいたします。

命しないというものは、この内局というものの使命は、これらの幹部によつて統率されるところの部隊を管理するという使命を持つておるわけでございます。従ひまして管理される部隊の幹部が、管理をする内局の幹部になるというところは、いづ／＼な弊害があるという趣旨でこの規定を設けたわけなのでございます。従ひましてこれは現在及び将来における保安隊、警備隊といふものを基礎にいたしまして、それを管理する機構といふものを考えた場合に、意味があるわけでございます。その人の前職が何であつたかといふようなことはおのずから意味が違ふと思ひます。で、私が旧正規陸海軍将校をこれらのポストに就けるべきじゃないというものは、それらの人々のうちには新しい民主主義的な警備隊、保安隊を管理する適当な人が得たかどうという前提の下に申しておるのでございまして、これは適任者がいないという意味において、旧正規陸海軍将校はこれらの仕事に就くのが適当でない、こういうことになるのだらうと思ひます。これに反しまして保安隊、警備隊の幹部たる経歴を持つておるものは、管理をされるところのその部隊の幹部が、管理をする側の重要な幹部になるというところになるわけでございます。から、これは資格上……本質上資格を制限するといふのがいわゆる民主主義的なシビリアン・コントロールの趣旨であると思つておるものであります。そういう趣旨でこの修正に同意をいたしたのでございまして。

が……結局この修正で軍人が長官や次長や官房長や局長、課長になれることになつたのでしよう。

○国務大臣(大橋武夫君) 法律的にはなれることになつております。併しなから……。

きである、従つてそういう政治が部隊から独立して、これを支配する側に立つといふことを完全に保障いたしますためにシビリアン・コントロールという制度ができておるわけでございます。然るに旧軍人といふものは、保安隊、警備隊とは理論上関係のないものでございまして。旧陸海軍は一度消滅いたしましたものでございまして、これはすでに歴史上の事実となつており、今日存在する警備隊、保安隊といふものとは何ら関係のないものでございまして。から、この陸海軍の正規将校といふものは、保安隊、警備隊と同様に政治に支配されるとき、政治を支配するとか、そういう問題を生じないわけでありまして。そこでここでは現実には支配服従の関係を要請されるところの保安隊、警備隊といふものを眼目において、シビリアン・コントロールといふことを規定すればよろしかろう、法律の規定として、これによつて十分に保障される、こう考へておるわけでありまして。であつて旧軍人を局長、課長にすることが適当であるかどうかといふ一つの政策上の問題として残つて来るわけでございます。これはさうな経歴から見まして、多くの場合適任者を得がたいであらう、そういう人を持つて来ることは適当なものでない、こういう問題であります。一つは法律構成の問題でございますし、一つは政策の問題でございます。その二つを原案においては正確に区分せずして、一纏めに規定しておることは明らかに理論上の誤りでございます。従ひまして政策の問題は政策の問題、法律上の問題は法律上の問題と、ここには法律上の資格条件だけを限つて規定

○吉川末次郎君 すでにこの問題について、旧軍人のいづ／＼復活が名を挙げて新聞等には伝えられておるのであります。政府を代表しての御答弁であるといふことであります。明らかに私は詭弁であると思ひます、今のようにな御答弁は……それで私はもう一度御質問いたしたいと思ひますが、然らば今日まで警察予備隊を、増原君が長官になり、林君が次長でありますか、何か重要な職に就き、今この海上保安庁のほうに誰がなつておられますか、失礼ですが今私名をちよつと失念いたしました。前に大久保君がやつておりましたが、あいつシビリアン

の人が現在のようになつておるといふことによつて、そこに弊害がある、或いは欠陥がある、こういう不便があつたといふようなことがお考へになつておることがあるならば一つ言つて頂きたいと思ひます。

○国務大臣(大橋武夫君) 御質問の趣旨がよくわからないのでございまして、この保安庁の機構は、長官、次長、官房長、局長及び課長、即ち内局の幹部といふものは制服職員を任命しなす。で旧正規陸海軍将校といふものも、自然その趣旨から言つて、ここへ任命するといふことは適当ではないと思ひます。併しなからそれは他の理由でございまして、この六項において警備官、保安官の幹部であつたものを任

○吉川末次郎君 ちよつと私頭が悪いのだらうと思つただけけれども、わかりにくいのですが、あなたのその御答弁が……。

○国務大臣(大橋武夫君) 誠に御尤な御質問でございますが、これは私もいろいろ考へておるのですが、シビリアン・コントロールの原則といふものは、これは実力を持つた部隊といふものは飽くまでも政治の下に支配されるべきである、従つてそういう政治が部隊から独立して、これを支配する側に立つといふことを完全に保障いたしますためにシビリアン・コントロールという制度ができておるわけでございます。然るに旧軍人といふものは、保安隊、警備隊とは理論上関係のないものでございまして。旧陸海軍は一度消滅いたしましたものでございまして、これはすでに歴史上の事実となつており、今日存在する警備隊、保安隊といふものとは何ら関係のないものでございまして。から、この陸海軍の正規将校といふものは、保安隊、警備隊と同様に政治に支配されるとき、政治を支配するとか、そういう問題を生じないわけでありまして。そこでここでは現実には支配服従の関係を要請されるところの保安隊、警備隊といふものを眼目において、シビリアン・コントロールといふことを規定すればよろしかろう、法律の規定として、これによつて十分に保障される、こう考へておるわけでありまして。であつて旧軍人を局長、課長にすることが適当であるかどうかといふ一つの政策上の問題として残つて来るわけでございます。これはさうな経歴から見まして、多くの場合適任者を得がたいであらう、そういう人を持つて来ることは適当なものでない、こういう問題であります。一つは法律構成の問題でございますし、一つは政策の問題でございます。その二つを原案においては正確に区分せずして、一纏めに規定しておることは明らかに理論上の誤りでございます。従ひまして政策の問題は政策の問題、法律上の問題は法律上の問題と、ここには法律上の資格条件だけを限つて規定

○国務大臣(大橋武夫君) 言葉は非常に適切ではないかも知れませんが、類似的の組織でありまして、その軍隊といふものを頭に入れた場合におけるいわゆる軍部大臣官制といふものは、これは民主主義国家における常識でございまして、現内閣をいたしましては、この組織における一つの鉄則である

○吉川末次郎君 すでにこの問題について、旧軍人のいづ／＼復活が名を挙げて新聞等には伝えられておるのであります。政府を代表しての御答弁であるといふことであります。明らかに私は詭弁であると思ひます、今のようにな御答弁は……それで私はもう一度御質問いたしたいと思ひますが、然らば今日まで警察予備隊を、増原君が長官になり、林君が次長でありますか、何か重要な職に就き、今この海上保安庁のほうに誰がなつておられますか、失礼ですが今私名をちよつと失念いたしました。前に大久保君がやつておりましたが、あいつシビリアン

の人が現在のようになつておるといふことによつて、そこに弊害がある、或いは欠陥がある、こういう不便があつたといふようなことがお考へになつておることがあるならば一つ言つて頂きたいと思ひます。

○国務大臣(大橋武夫君) 御質問の趣旨がよくわからないのでございまして、この保安庁の機構は、長官、次長、官房長、局長及び課長、即ち内局の幹部といふものは制服職員を任命しなす。で旧正規陸海軍将校といふものも、自然その趣旨から言つて、ここへ任命するといふことは適当ではないと思ひます。併しなからそれは他の理由でございまして、この六項において警備官、保安官の幹部であつたものを任

○吉川末次郎君 ちよつと私頭が悪いのだらうと思つただけけれども、わかりにくいのですが、あなたのその御答弁が……。

○国務大臣(大橋武夫君) 誠に御尤な御質問でございますが、これは私もいろいろ考へておるのですが、シビリアン・コントロールの原則といふものは、これは実力を持つた部隊といふものは飽くまでも政治の下に支配されるべきである、従つてそういう政治が部隊から独立して、これを支配する側に立つといふことを完全に保障いたしますためにシビリアン・コントロールという制度ができておるわけでございます。然るに旧軍人といふものは、保安隊、警備隊とは理論上関係のないものでございまして。旧陸海軍は一度消滅いたしましたものでございまして、これはすでに歴史上の事実となつており、今日存在する警備隊、保安隊といふものとは何ら関係のないものでございまして。から、この陸海軍の正規将校といふものは、保安隊、警備隊と同様に政治に支配されるとき、政治を支配するとか、そういう問題を生じないわけでありまして。そこでここでは現実には支配服従の関係を要請されるところの保安隊、警備隊といふものを眼目において、シビリアン・コントロールといふことを規定すればよろしかろう、法律の規定として、これによつて十分に保障される、こう考へておるわけでありまして。であつて旧軍人を局長、課長にすることが適当であるかどうかといふ一つの政策上の問題として残つて来るわけでございます。これはさうな経歴から見まして、多くの場合適任者を得がたいであらう、そういう人を持つて来ることは適当なものでない、こういう問題であります。一つは法律構成の問題でございますし、一つは政策の問題でございます。その二つを原案においては正確に区分せずして、一纏めに規定しておることは明らかに理論上の誤りでございます。従ひまして政策の問題は政策の問題、法律上の問題は法律上の問題と、ここには法律上の資格条件だけを限つて規定

○吉川末次郎君 すでにこの問題について、旧軍人のいづ／＼復活が名を挙げて新聞等には伝えられておるのであります。政府を代表しての御答弁であるといふことであります。明らかに私は詭弁であると思ひます、今のようにな御答弁は……それで私はもう一度御質問いたしたいと思ひますが、然らば今日まで警察予備隊を、増原君が長官になり、林君が次長でありますか、何か重要な職に就き、今この海上保安庁のほうに誰がなつておられますか、失礼ですが今私名をちよつと失念いたしました。前に大久保君がやつておりましたが、あいつシビリアン

の人が現在のようになつておるといふことによつて、そこに弊害がある、或いは欠陥がある、こういう不便があつたといふようなことがお考へになつておることがあるならば一つ言つて頂きたいと思ひます。

○国務大臣(大橋武夫君) 御質問の趣旨がよくわからないのでございまして、この保安庁の機構は、長官、次長、官房長、局長及び課長、即ち内局の幹部といふものは制服職員を任命しなす。で旧正規陸海軍将校といふものも、自然その趣旨から言つて、ここへ任命するといふことは適当ではないと思ひます。併しなからそれは他の理由でございまして、この六項において警備官、保安官の幹部であつたものを任

○吉川末次郎君 ちよつと私頭が悪いのだらうと思つただけけれども、わかりにくいのですが、あなたのその御答弁が……。

○国務大臣(大橋武夫君) 誠に御尤な御質問でございますが、これは私もいろいろ考へておるのですが、シビリアン・コントロールの原則といふものは、これは実力を持つた部隊といふものは飽くまでも政治の下に支配されるべきである、従つてそういう政治が部隊から独立して、これを支配する側に立つといふことを完全に保障いたしますためにシビリアン・コントロールという制度ができておるわけでございます。然るに旧軍人といふものは、保安隊、警備隊とは理論上関係のないものでございまして。旧陸海軍は一度消滅いたしましたものでございまして、これはすでに歴史上の事実となつており、今日存在する警備隊、保安隊といふものとは何ら関係のないものでございまして。から、この陸海軍の正規将校といふものは、保安隊、警備隊と同様に政治に支配されるとき、政治を支配するとか、そういう問題を生じないわけでありまして。そこでここでは現実には支配服従の関係を要請されるところの保安隊、警備隊といふものを眼目において、シビリアン・コントロールといふことを規定すればよろしかろう、法律の規定として、これによつて十分に保障される、こう考へておるわけでありまして。であつて旧軍人を局長、課長にすることが適当であるかどうかといふ一つの政策上の問題として残つて来るわけでございます。これはさうな経歴から見まして、多くの場合適任者を得がたいであらう、そういう人を持つて来ることは適当なものでない、こういう問題であります。一つは法律構成の問題でございますし、一つは政策の問題でございます。その二つを原案においては正確に区分せずして、一纏めに規定しておることは明らかに理論上の誤りでございます。従ひまして政策の問題は政策の問題、法律上の問題は法律上の問題と、ここには法律上の資格条件だけを限つて規定

○吉川末次郎君 すでにこの問題について、旧軍人のいづ／＼復活が名を挙げて新聞等には伝えられておるのであります。政府を代表しての御答弁であるといふことであります。明らかに私は詭弁であると思ひます、今のようにな御答弁は……それで私はもう一度御質問いたしたいと思ひますが、然らば今日まで警察予備隊を、増原君が長官になり、林君が次長でありますか、何か重要な職に就き、今この海上保安庁のほうに誰がなつておられますか、失礼ですが今私名をちよつと失念いたしました。前に大久保君がやつておりましたが、あいつシビリアン

の人が現在のようになつておるといふことによつて、そこに弊害がある、或いは欠陥がある、こういう不便があつたといふようなことがお考へになつておることがあるならば一つ言つて頂きたいと思ひます。

○国務大臣(大橋武夫君) 御質問の趣旨がよくわからないのでございまして、この保安庁の機構は、長官、次長、官房長、局長及び課長、即ち内局の幹部といふものは制服職員を任命しなす。で旧正規陸海軍将校といふものも、自然その趣旨から言つて、ここへ任命するといふことは適当ではないと思ひます。併しなからそれは他の理由でございまして、この六項において警備官、保安官の幹部であつたものを任

○吉川末次郎君 ちよつと私頭が悪いのだらうと思つただけけれども、わかりにくいのですが、あなたのその御答弁が……。

○国務大臣(大橋武夫君) 誠に御尤な御質問でございますが、これは私もいろいろ考へておるのですが、シビリアン・コントロールの原則といふものは、これは実力を持つた部隊といふものは飽くまでも政治の下に支配されるべきである、従つてそういう政治が部隊から独立して、これを支配する側に立つといふことを完全に保障いたしますためにシビリアン・コントロールという制度ができておるわけでございます。然るに旧軍人といふものは、保安隊、警備隊とは理論上関係のないものでございまして。旧陸海軍は一度消滅いたしましたものでございまして、これはすでに歴史上の事実となつており、今日存在する警備隊、保安隊といふものとは何ら関係のないものでございまして。から、この陸海軍の正規将校といふものは、保安隊、警備隊と同様に政治に支配されるとき、政治を支配するとか、そういう問題を生じないわけでありまして。そこでここでは現実には支配服従の関係を要請されるところの保安隊、警備隊といふものを眼目において、シビリアン・コントロールといふことを規定すればよろしかろう、法律の規定として、これによつて十分に保障される、こう考へておるわけでありまして。であつて旧軍人を局長、課長にすることが適当であるかどうかといふ一つの政策上の問題として残つて来るわけでございます。これはさうな経歴から見まして、多くの場合適任者を得がたいであらう、そういう人を持つて来ることは適当なものでない、こういう問題であります。一つは法律構成の問題でございますし、一つは政策の問題でございます。その二つを原案においては正確に区分せずして、一纏めに規定しておることは明らかに理論上の誤りでございます。従ひまして政策の問題は政策の問題、法律上の問題は法律上の問題と、ここには法律上の資格条件だけを限つて規定

○吉川末次郎君 すでにこの問題について、旧軍人のいづ／＼復活が名を挙げて新聞等には伝えられておるのであります。政府を代表しての御答弁であるといふことであります。明らかに私は詭弁であると思ひます、今のようにな御答弁は……それで私はもう一度御質問いたしたいと思ひますが、然らば今日まで警察予備隊を、増原君が長官になり、林君が次長でありますか、何か重要な職に就き、今この海上保安庁のほうに誰がなつておられますか、失礼ですが今私名をちよつと失念いたしました。前に大久保君がやつておりましたが、あいつシビリアン

の人が現在のようになつておるといふことによつて、そこに弊害がある、或いは欠陥がある、こういう不便があつたといふようなことがお考へになつておることがあるならば一つ言つて頂きたいと思ひます。

○国務大臣(大橋武夫君) 御質問の趣旨がよくわからないのでございまして、この保安庁の機構は、長官、次長、官房長、局長及び課長、即ち内局の幹部といふものは制服職員を任命しなす。で旧正規陸海軍将校といふものも、自然その趣旨から言つて、ここへ任命するといふことは適当ではないと思ひます。併しなからそれは他の理由でございまして、この六項において警備官、保安官の幹部であつたものを任

○吉川末次郎君 ちよつと私頭が悪いのだらうと思つただけけれども、わかりにくいのですが、あなたのその御答弁が……。

するといふ意味で、この修正に同意をいたした次第でございます。

○吉川末次郎君 それはどうも詭弁を非常に弄していらつしやると思つたので、法律の文面だけでは、それは私が問題にしていることは現実に私把握してゐることは困難だと思つたので、なぜシビリアン・コントロールが必要であるか、陸海軍といへども、これを支配するところのものは軍人であつてはならないといふことは、それで国家権力を代表しているものは、まあこのマルクス主義者たちの言を以てすれば、即ち警察と軍隊、この軍隊は警察に比べれば更に優越するところの権力機関であります。又現在の警察予備隊でも、或いはこの保安庁によるところのいろ／＼なものでも、これは警察力で内乱等を抑えることができないかつたときの予備軍として、リザーブとしてこれはあるのでありますから勿論警察よりも優越したところの内容を持つていたり、或いは権限を持つていたりするわけであります。で法律の上でどうだと言いましようとも、シビリアン・コントロールでなければならぬといふことの原則は、権力の、最大の権力を持つてゐるところのものが、即ち世の中を、国家を支配するようになつてはならぬ。即ち武力を持つてゐるものが、その政治を支配してはならぬし、社会を支配してはならぬといふことの見解からそのシビリアン・コントロールの原則といふものは深く保持しなければならぬといふ建前が生れて来るのでありますから、あなたのおつしやつてゐることは、私が今問題にしていることに符合しないことと当然であると考へます。だからどうしてもこれ

は飽くまでもシビリアンで長官や次長や官房長、局長があるべきものであつて、旧軍人のようなものにこの陸海軍に當るところの保安庁や海上保安局の幹部としてその指導力を与へるというやうなことは、私はやはり絶対にいけなないのじやないか。これはまあその点になりますと、意見の相違になるかも知れませんが、なおお述べ願ふところの御答弁がありましたら、述べて頂きたいし、これ以上は意見の相違として、これでも結構だと思ひます。ただ併し断固としてこれには絶対反対であるといふことを申し上げます。

○国務大臣(大橋武夫君) これは意見の相違ではなくして、私の説明が十分でないといふ(吉川末次郎君「いや、あなたの肚はわかつてゐるよ」と述べ)ところから生ずるのじやないかと存じます。それは私の考えといたしましては、今日の日本において、シビリアン・コントロールといふ意味を、シビリアンといふといふものを如何に理解すべきかといふことが先づ根本になるわけなのでございます。で私の見解を以ていたしますならば、陸海軍が全く消滅した今日においては、すべての国民はシビリアンである。

○吉川末次郎君 そうです、法律的には皆シビリアンです。

○国務大臣(大橋武夫君) そうです。

○吉川末次郎君 実質的に考へて頂きたい。

○国務大臣(大橋武夫君) そこで法律の要請としてのシビリアン・コントロールといふことは、一つには法律的面でございまして、法律上はこの法律的な視野から規定するといふことが先ず普通の行き方だろつと思ひます。そこ

で今日旧軍人といへどもシビリアンになつてしまつてゐるという場合において、この保安庁の機構を前提としてシビリアン・コントロールといふものを考へますといふと、これは保安官及び警備官、即ち部隊の制服職員をシビリアンにあらざるものと、こゝを見るのが純理だろつと思ひます。そこでこの保安庁法は永久に続くべき法規でございまして、それより先々のものを考へまして一応シビリアン・コントロールといふ場合には、制服職員に対する觀念として、シビリアンという觀念を打出したものが修正した条文でございまして同時に、吉川委員の仰せられました、旧陸海軍正規将校といふものは、これは法律上はシビリアンであるかも知れませんが、併しこれを新らしい意味におけるシビリアン・コントロールのその組織の幹部とするのに適當であるかどうかといふ問題は又別途にあり得るとも考へたわけでございます。

○吉川末次郎君 實際上の職業的な軍人だといふ見解です。私はこれらはプロフェッショナル……。

○国務大臣(大橋武夫君) この点は実質的な問題であつて、法律的な問題ではないと存じます。従つてかような実質的な問題は、即ち法律改正の問題にあらずして、一つの政策的な問題であるといふことが言へると思つたのであります。その政策を強行する方法といひまして、確固たる政府の方針だけで満足するならば更に一步を進めまして法律上禁止するかといふ二つの考へ方があり得ると思ひます。で、我々もいたしましては、法律上禁止するといふことも、決して理論上不適當である

とは考へません。重要な政策ならば、その政策それ自体を法律として国民の前に約束しておくといふことは、これは適當な方法である場合もあるからなのでございます。併しながら今日の段階において政府はシビリアン・コントロールを守るといふ趣旨から行きまして、旧陸海軍正規将校といふものを任用することは適當でないといふことについては強い決意を持つてゐるのでございまして、これは如何なる障害に對してもこれを守り続けるべきである、と同時に一面旧正規将校といふものが、今日社会のいろ／＼な面におきまして、ややもすれば差別待遇をされてゐるのかごとき感じを与へてゐるということも事実なのでございまして、今日国内治安の面から考へまして、国際情勢の上から考へまして、国民の間に融和と一致を図ることが最も必要なことではないか、こゝういふ見地からいたしまして、政府の決意に固ければ実行できるものを、政府がその決意について自信を欠いたといふことのために、殊更法律を以て差別待遇をしなればならぬといふことになつてしまつて、これは政府の責任にもなるわけでございます。政府はこのシビリアン・コントロールを守りつつ、同時に国民の差別待遇という觀念をできるだけ払拭いたしまして、この非常のときに當りまして、国民がお互に一致して新しい日本を建設する、こゝういふ上から申しまして、この字句を外すといふことが政治的に賢明な措置であると同時に、他面において考へられますところのシビリアン・コントロールを守るという固い政策は、これは政府自身の責任においてどこまでも

しつかり守り続けるといふその決心があれば、両々弊害もなく又必要なことは政府の熱意によつて守られる、こゝういふ状態を作り出すわけでありまして、正規陸海軍将校といふ字句を削除いたしましたことは、むしろ政府がこの政策を法律の保障なくして守り得るという固き決意があればこそこれに同意をいたしたのであります。こゝういふ次第なのでございます。従ひまして私の見解といたしまして、吉川委員の御見解と意見が相違するといふのではなくして、むしろ全く意見が一致をしてゐる、而してその意見の中に盛り込まれた政策をどこまでも法律の力を借りずとも政府みずからの熱意によつて守り得るという自信を持つてゐる。こゝういふふうに申上げるべきだと存する次第でございます。

○吉川末次郎君 私は御答弁の趣旨には反対であります。従つて衆議院のこゝうした修正は非常な恐るべき改悪と考へております。これ以上は意見の相違になりますからこれで一応私の質問は終了します。なおほかに細かい点でいろいろ質問したい点もありますけれども、内閣委員のかたの良識に委ねまして、私の質問は一応これで打ち切ります。

○栗橋勉夫君 今の点をもう少し長官に言つて頂くと又差点が出て来るのじやないですか、ちよつと申上げた、長官の御意向をこゝういふように聞いていかうことですね。結局この旧正規陸海軍人といふものは、憲法の前では皆シビリアンですから、差別待遇をするといふことは憲法上の問題が如何かといふ問題が起る。できるかどうかといふことはいろ／＼問題を考

えて見なければならぬ。で、そういう問題を抜きにして、政治の力でこのシビリアン・コントロールというものは実現しようというお考えであるか、吉川委員のほうはそれを更に法制の上に現わさんといかん、この点において差があると、こう解釈すべきじゃないかと思うのですが、これは後に我々のほうの問題にもなるのですから一度お尋ねしておきたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 私のお答え申上げたいと思ひました点は、丁度御指摘のような趣旨でございます。

○松原一彦君 私もよくわかりませんが念のため伺つておきますが、憲法で「内閣総理大臣及びその他の國務大臣は、文民でなければならぬ。」と、こうある。この文民の定義が今の御意見によるというと旧陸海軍人も又文民である。やはり将来内閣総理大臣その他の國務大臣も旧陸海軍人の前歴のある人から出るとは予想せられませんが、そういうふうには御解釈なさいますか。

○國務大臣(大橋武夫君) 私はこの保安庁法の規定の趣旨から申上げたのでございまして、只今の憲法上の問題につきましては、法務府と打合せの上で別個の機会に申上げたいと思ひます。

○松原一彦君 一体日本に文民以外の軍人はいないのです。文民に対するものはこれは軍人でありますが、大橋國務大臣は保安隊、警備隊……、或いは保安隊も入つておりますか、これは皆文民でない、文民でないといふればこれはなんなんぞございませうか。その性格はどうおとりになるのですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 保安官、警備官ですか。

○松原一彦君 そろそろです。

○國務大臣(大橋武夫君) シビリアン・コントロールという言葉を申しましたのは、これは厳密に法律の意味で私が申しているのではないのでございまして、保安庁法にはシビリアンという言葉は書いてございせん。保安官、警備官以外の者、こう書いてあるだけでございまして。従ひまして先ほどは御質問に関連いたしまして御理解を得やすい方法としてシビリアンという言葉を使つたわけでございますが、私が法律的な意味で正確にあの言葉を書き改めまして頂きますならば、保安官、警備官以外の者、こういうことだと思つてございまして。で、憲法上の文民といふものと、先ほど私の申しましたシビリアンという言葉とは従ひまして全く別の考え、観念でございまして。

○松原一彦君 大分その辺が混乱してゐるようではありますが、さつきからの御説明を聞いてゐると、この保安隊、それから警備隊は文民でない一つの特殊のものという印象を受ける。で、併し昨日の御意見でも、保安隊も警備隊も共にこれは軍隊ではない、即ち警察隊である、こういう御説明であつたのでありますが、そういう御説明と又警備隊に勤務したのも同格だと私は思ふ。警備隊に勤務したる警察官も又そういう意味から申せば、何もここに挙げられたる三等保安士以上、三等警備士以上の者となることはないわけなのだ、本質的には。何が故にこれを文民でないといふものものと区別して、長官、次長、官房長等には採用しないのであるか、そうなりますといふと、警備隊で勤務を勤めておつ

た者も又その意味から申せば同格でありますから将来長官、次長、官房長にはならぬのでありますが、さきうに解釈してよろしいと思ひますか。

○國務大臣(大橋武夫君) 私の申上げたものは保安庁法第六條に關する限りのことを申上げておつたわけでございます。保安庁法第六條で三等保安士以上の保安官、或いは警備官の経歴のない者これを便宜シビリアンと云つて先ほどは説明いたしたのでございまして、これは憲法上の文民といふ言葉とは全然無關係な、ただ十六條を御理解願うための便宜の用語として御了承願ひたいのでございまして。もとより憲法上の意味におきましては文民であることは當然でございまして、保安官の経歴のある者が憲法上の文民でない者として扱われるといふことは絶対にあり得ないことと思つてございまして。

ただ少くとも十六條に關する限りにおきましては十六條のこの内局の幹部といふものは実力部隊のコントロールをしますところの、管理するところの機關でございまして、これは直接には政府を代表する國務大臣であります。長官の補助機關でございまして、実力部隊の代表者ではない、そういう意味ではつきりここで区別をする、これが民主的な運営を可能ならしめ、民主主義政治を守る上から言つて必要である、こういう趣旨であるわけでありまして、併しこれは憲法上の文民である点とかかわりないことであります。

○松原一彦君 それでは自然ここに落込んで来るのです。これが軍隊なんです。本質は、本質は軍隊なんです。問うに落ちずして答へるに落ちて、これは軍隊であるからシビリアン論が出て来て、これは別個のものに取扱わざるを得ないことになつてしまつたのです。警察は警察であつて、これはシビリアン、ここにお掛けになつたのは軍隊、陸海軍であるから、その将校は將校以上にあつた者、つまり少尉でしようが、少尉以上にあつた者はその支配者にはすることができないといふ近代民主國家の例をとりざるを得なくなつてしまつてゐる。私は軍隊を置くことが悪いといふとも言うのじやないのです。無理にこじつけて、皆さんがたはまあ法律の大家ですから法理的に言うてそういうふうなことになるのかどうか私は是非いふかつておるものでありますが、こじつけて軍隊でないと云ひ通しておられまして、事実はいさういふに現われて来るのであります。そうなりますとさつき吉川氏の質問に對して今日元軍人はシビリアンである、政治的にはそれが適任であるものがなからうと思つたといふお話で、適任であるものがあつた場合においては採用するものと心得てよろしくございませうか。

○國務大臣(大橋武夫君) 採用するほどの適任はないといふ考えでございまして。(笑)

○松原一彦君 それから先は水掛論になります。すでに採用するお心組があつたことと吉川君は解釈いたしておるのです。一般國民も又さういふに解釈をし、新聞も又さういふに伝えておる。陸海軍がない今日において過去の経歴によつて差別することは不適当であるといふ誠によい口実を見出して、その下に適任者をお求めになつておるかのごとくに新聞は報じておりますが、今のお話ではないとあなたが言ひ

切つていらつしやるが、少くともあなたの御在任中においては旧陸海軍人の経歴あるものは御採用になりませんでございませうか、それをお尋ねいたしたい。

○國務大臣(大橋武夫君) ここに規定してあるものに、旧正規陸海軍將校の採用は断じていたしません。

○三好始君 只今交されておる質疑応答を拝聴しておりますといふと、この問題は結局政府の立場には全く理論がないといふことにならざるを得ないものであります。原案にも理論がありまして、修正された結果においてもそこにな何も理論がないといふことに尽きるような感じがするのであります。大橋國務大臣は旧軍人といへどもシビリアンであるといふ一つの原則を打て建て、その原則と憲法十六條との関連の問題を聞かれて答弁を留保されておる。旧軍人に関する部分において理論的に一つの行き詰りとお申しますか、そういうものが現に起つておる。そうしまして旧正規陸海軍將校を除く三等保安士以上の保安官、或いは三等警備士以上の警備官については理論があるのかと申しますと、これも非常に薄弱だと思つてあります。大橋國務大臣はこの点に關する限りは非常に理論的な立場を遂行してゐるのだと、これを先ほど来繰返して申しておりました。その理論の立場といふのは何かと申しますと、管理されるものの立場にあるものが管理する立場に立つたのは適當でない、これは極めて理論的だといふ御説明なんですけれども、これもよく考へて見ると非常におかしいことになりはしないかと思つたのです。例のとり方が或いは適當でないかも知れませんが、確かに

行政機関の職員と立法機関としての議会の議員とが同時に兼ねられない。これは当然であります。ところが行政機関の職員たりしものが議会の議員になることは法的にも禁ぜられておりませんし、常識的にもそういうことを禁止する必要もないだろうと思ひます。管理されるものと管理するものとを同時に兼ねる場合にはおかしいことになりまして、同時に兼ねないで、曾つてそういう経歴のあつたものが他の職に就くということは、これは理論的に禁止されなければならないというものは少しおかしくなつて来るのではないだろうか。行政機関と議会との関係の例を今とつたわけでありまして、仮に行政部内だけで考えて見まして、指揮監督を受けるいわば部下の立場にあつたものは課長や局長の地位に就き得ないかどうか、そういう途を開くという、その課やその局は曾つて部下たりしものによつて支配され断絶されるようなことが考えられるだろうかどうか、こういうことにもなつて来るわけでありまして、私は管理されるものと管理するものとが同時にその職に就くというようないふことがなくとして、そうでない場合にはこれは理論的に禁止されなければならないのだというほどの問題ではないように思ひます。が、その辺どういふふうにお考えになりますか、もう一度お答えを頂きたいのです。

○国務大臣(大橋武夫君) 無論これは永久不変の道理ではないわけでごさいます。曾つての日本の陸軍、海軍におきましては管理するものと管理されるものとの間にこうした関係を打建てておらなかつたわけでありまして、併し

実力部隊である、実力行動を使命とするところの部隊である、而もその部隊は上部からの命令によつて一糸乱れざる統制を必要とする、こういうような点から考へる場合に、この内局の事務と部隊の事務というものの間にはおのずから厳格な限界があるわけでごさいます。これを守ることが民主主義の要請であります以上は、私は保安官の幹部が内局の幹部になれないという原則は一般的には必要である、こう確信をいたしております。

○三好始君 何回伺つて見ても理論がないという私の印象は決して消えないのであります。これは松原委員も指摘されましたように、本来本質的に軍隊であるべき保安隊や警備隊を警察であるといふふうに言い逃れをしておるのではありませんか。本来軍隊としての性格を持つた部隊にシビリアン・コントロールの原則を確立しようとせられたのがこの案であると思ひます。ありますが、それを国内治安を維持するため警察なんだと、こういうふうに説明せざるを得ないところから矛盾が各方面に波及して行かざるを得ない。その矛盾の現われの一つが第十六条の六項の規定なんではないだろうか、こういうふうに考へるのであります。これ以上質疑しても同じだろふと思ひますから、この問題については本日はこれ以上触れません。

○委員長(河井彌八君) 他に御発言ありませんか。
○三好始君 今日はまだ土曜日ですから、如何でしょう、これくらいでやめておいたら……。
○委員長(河井彌八君) お諮りをいた

します。地方行政委員との連合会はこれを以て打切りたいと思ひます。御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それではさうに決めます。今日はこれを以て散会いたします。

午後四時二十五分散会